

介護老人保健施設オネスティ南町田訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団永生会が開設する介護老人保健施設オネスティ南町田（以下「当事業所」という。）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この規定は、医療法人社団永生会が設置する訪問リハビリテーション事業所オネスティ南町田（以下「当事業所」という）の職員および業務管理に関する重要事項を定めることにより、指定介護予防訪問リハビリテーション・指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営および利用者等に対する指定介護予防訪問リハビリテーション・指定訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」という）の適正なサービス提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当事業所の療法士等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、町田市等、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 5 事業所は法人の理念である「医療・介護を通じた街づくり・人づくり・思い出づくり」を訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の運営を通じて実践し、地域社会に貢献する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称：医療法人社団永生会 介護老人保健施設 オネスティ南町田
所在地：東京都町田市鶴間7丁目3番地3号

(職員の種類、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 医師1名(兼務) 管理者は、所属職員を指導監督し、適正な事業の運営が行われるように1総括する。
- (2) 職員 適当数療法士を配置し、介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリを担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次に定める。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日とする。祝祭日においてはサービスを提供する。
(年始1月1日～1月3日は休み)
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。

(介護予防訪問リハビリ・訪問リハビリの提供方法)

第7条 訪問リハビリの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリの利用希望者がかかりつけの医師(以下「主治医」という)に申込、医師が交付した診療情報提供書をもとに、当事業所併設の介護老人保健施設オネスティ南町田(以下「施設」という)の施設医師は介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション指示書を作成する。この指示書に基づいて、リハビリテーション計画書を作成し訪問リハビリを実施する。
- (2) 利用希望者または家族からの事業所に直接申し込みがあった場合は、介護支援専門員と調整を行い、主治医に診療情報提供書の交付を求めるように介護支援専門員を通して要望する。

(事業の内容)

第8条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画及びリハビリテーション計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画に基づき、リハビリテーション計画書を作成する。
- 3 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画に基づき、短期集中リハビリテーションを行う。
- 4 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画に基づき、居宅を訪問し訪問リハビリ計画の見直しを行う。

(訪問実施地域および範囲)

第9条 訪問リハビリの実施地域および提供範囲は町田市（半径5km以内）、大和市（つきみ野、中央林間、下鶴間）、相模原市（南区、中央区）、横浜市（瀬谷区、緑区、青葉区）と定める。

訪問リハビリの実施地域および提供範囲は当施設を中心に5km圏内と定める（町田市の一部、大和市の一部、相模原市の一部、横浜市の一部）。

- 2 前項の実施地域および提供範囲以外より訪問リハビリの依頼があり実施する場合、1kmにつき50円の交通費の徴収をします。

(緊急時等における対処方法)

第10条 療法士は訪問リハビリを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととするが、主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 療法士等は前項について、然るべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第11条 事業所は基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める料金の支払を介護保険負担割合証に基づき利用者から受けるものとする。（利用料金表参照）

- 2 その他、物品購入等自己負担が発生した場合は、別途自費利用料として請求を行う。

(身体拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所儒業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(職員の服務規律)

第14条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の勤務条件)

第17条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団永生会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理等)

第19条 当事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこととする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）が開催されているため、その結果について委員会出席者より情報を受け、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 に実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定 に反した場合は違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情 処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団永生会介護老人保健施設オネスティ南町田の役員会において定めるものとする。

附則

この規定は2021年9月1日より施行する。

2024年6月1日改定（介護保険法改正による）